

公共基準点使用の手引き

厚 岸 町

目 次

○公共基準点とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

○厚岸町が管理する公共基準点・・・・・・・・・・ P 2 ～ 3

○厚岸町が管理する公共基準点に係る手続き・・・・ P 4 ～ 6

○基準点を探そう！・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

公共基準点について

公共基準点とは

公共基準点とは、地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された、地図作成や各種測量の基準となる点のことです。

基準点には、国土地理院が管理する電子基準点や基本三角点などのいわゆる国家基準点と、地方自治体等が管理する公共基準点があります。これらは測量法に基づき設置・管理されており、精度の高い測の実施に役立てていただくことができ、また、そのような測量を実施する際、その費用を安価に抑える効果もあります。

基準点の使用や成果の閲覧等の手続きについては、国家基準点については国土地理院が、公共基準点については、その基準点を管理するそれぞれの都道府県や市町村等が窓口となります。

四等三角点

点名：宮園（K上第1号）



厚岸町が管理する公共基準点

町が管理する基準点は、町が公共測量を行なった際に設置した「公共基準点」と「街区基準点」です。

〔公共基準点〕

2 級公共基準点

点名：H5-GPS2-白浜4



3 級公共基準点

点名：R5-3-KE2



〔街区基準点〕

街区基準点とは、地籍調査における基礎データの整備等を目的に、平成16年度に国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の一環として全国の都市部（人口集中地区：D I D※1）に設置された公共基準点で、一般の公共基準点の各級に相当する測量精度を有しています。

公共工事や分筆等、各種測量の基準として活用できます。

厚岸町内の「街区基準点」は、平成19年度に国土交通省より街区基準点測量成果等の移管を受け、厚岸町の公共基準点として管理しています。※現在は「世界測地系（測地成果2011）」

街区多角点

点名：10A02



※1：人口集中地区／DID（Densely Inhabited District）とは、「原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」して「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域」に該当する地域のこと。

厚岸町が管理する公共基準点に係る手続き

厚岸町内の公共基準点を管理し、機能保全をするために「厚岸町公共基準点管理保全要綱」及び「厚岸町公共基準点の移転及び復旧等の基準」を令和6年4月1日より施行しています。

要綱、基準及び様式については、ホームページ上からダウンロードが行えます。

○公共基準点を使用したい場合

測量で公共基準点を使用したい場合は、事前に「[厚岸町公共基準点使用承認申請書（別記様式第1号）](#)」を提出してください。また、使用後には「[厚岸町公共基準点使用報告書（別記様式第3号）](#)」を提出してください。

また、土地家屋調査士会が公共基準点を使用する場合には、「[厚岸町公共基準点使用包括承認申請書（別記様式第4号）](#)」を、使用後には、「[厚岸町公共基準点包括使用報告書（別記様式第6号）](#)」を提出してください。

○公共基準点付近で工事を施工する場合

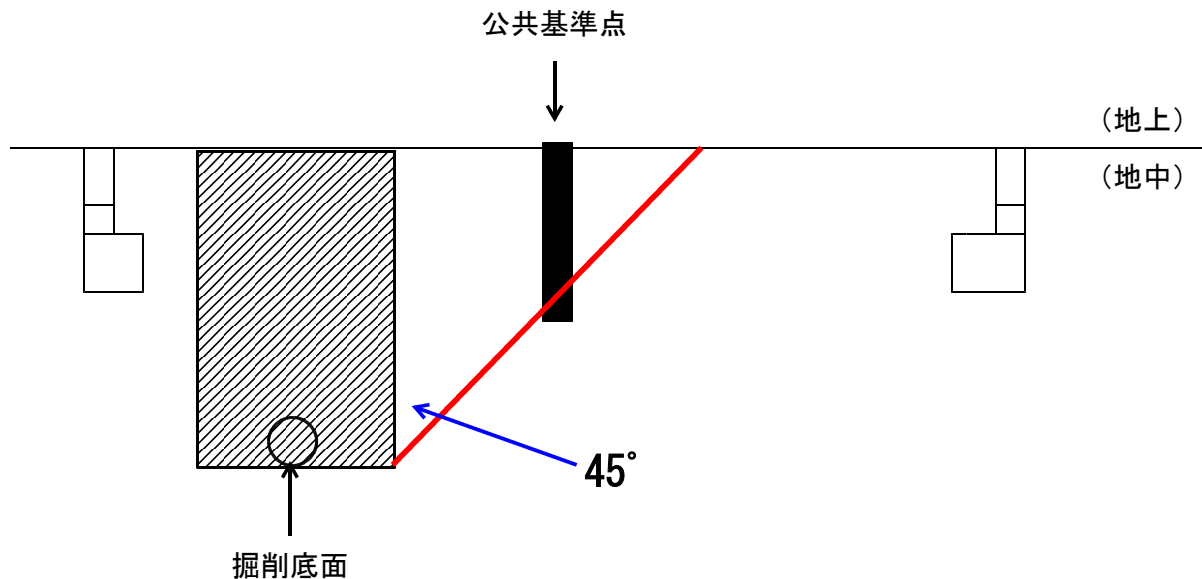
（事前に建設課用地地籍係と協議をしてください。）

公共基準点付近で次のいずれかの工事を施工する場合は、事前に「[厚岸町公共基準点工事施工届出書（別記様式第7号）](#)」を提出してください。また、公共基準点付近で工事が竣工したときは、「[厚岸町公共基準点工事竣工報告書（別記様式第8号）](#)」を提出してください。

＜公共基準点の効用に支障をきたすおそれのある工事＞

- ① 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- ② 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- ③ その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

(①の図例)



○公共基準点の効用に支障をきたした場合

公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、「[厚岸町公共基準点復旧承認申請書（別記様式第9号）](#)」を提出してください。

なお、この際には、「厚岸町公共基準点の移転及び復旧等の基準」を遵守してください。

○公共基準点を一時撤去又は移転する場合

（事前に建設課用地地籍係と協議をしてください。）

- (1) 工事施工者は公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、事前に「[厚岸町公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別記様式第11号）](#)」を提出してください。

なお、申請書には次の図面等を添付してください。

- ① 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- ② 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）

③ 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

- (2) 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、事前に、「**厚岸町公共基準点（一時撤去・移転）請求書（別記様式第13号）**」を提出してください。
- (3) (1) 及び(2) の場合にあっては、「厚岸町公共基準点の移転及び復旧等の基準」を遵守してください。

○公共基準点の設置工事が竣工した場合

工事施工者は、公共基準点の設置工事が竣工した場合は、速やかに「**厚岸町公共基準点設置工事竣工報告書（別記様式第14号）**」を提出してください。

なお、この際には、「厚岸町公共基準点の移転及び復旧等の基準」を遵守してください。



基準点を探そう!

厚岸味覚ターミナルコンキリエの駐車場には、国土地理院が管理する電子基準点が設置されています。

電子基準点

点名：厚岸

標識番号 第950125A号



※電子基準点は米国のGPS、日本のみちびきなど各国のGNSS（全球測位衛星システム）から測位信号を受信し、位置を精密に決定する観測施設です。全国約1,300か所に設置されており、24時間365日絶え間なく観測を行っています。電子基準点は国家座標の維持管理に必要不可欠である上、測量の基準として、また地殻変動監視や位置情報サービスの支援などに広く利用されています。

＜公共基準点に関するお問い合わせ先＞

各申請、協議及びご不明な点は、建設課用地地籍係
までお問い合わせください。

電話 0153-52-3131

FAX 0153-52-3138

メールアドレス : kensetsu@akkeshi-town.jp